

# 特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会という。(英名:Japan Sports Nutrition Association)

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツ栄養学に関する情報提供、スポーツ栄養学領域における研究の促進と情報交換を行うとともにスポーツ栄養学に関する高い専門性を有した管理栄養士、栄養士及びスポーツに携わる専門家の教育・養成を図ることにより、スポーツ栄養学の進歩・普及や、選手の競技力向上をはかり、もって国民の健康増進、スポーツの発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的達成のため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) スポーツ栄養学に関する学術集会、講習会等の開催事業
  - (2) スポーツ栄養に関する機関誌・資料・ホームページ等による情報の提供及び普及啓発事業
  - (3) スポーツ栄養に関する高い専門性を有した管理栄養士・栄養士・スポーツに携わる専門家の教育・養成事業
  - (4) スポーツ栄養士の資格に関する基準の策定・公表及び認定に関わる事業
  - (5) スポーツ栄養に関する研究・教育・支援事業
  - (6) 食育に関する研究・教育・支援事業
  - (7) 国内外の関連団体との連絡及び協力
  - (8) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 機関紙、ホームページ等への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 名誉会員 この法人の目的に賛同して入会した70歳以上の個人（功労者）
- (4) 終身会員 この法人の目的に賛同して入会した70歳以上の個人
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 連続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

### (抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名以上2名以内を副会長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において評議員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### (職務)

第15条 会長及び副会長は、この法人を代表し、会長はその業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 評議員

(定数)

第20条 この法人は、100名以内の評議員を置く。

(選任等)

第21条 評議員は、総会において正会員の中から選任し、会長が委嘱する。

2 評議員のうちには、役員のうち1人とその配偶者若しくは三親等以内の親族の合計数または評議員のうち1人とその配偶者若しくは三親等以内の親族の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 評議員には、第18条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中の「役員」は、「評議員」に読み替えるものとする。

(職務)

第22条 評議員は、評議員会を構成し、この定款に定める事項を行うほか、会長の諮問があった事項、その他必要と認める事項について、必要な事項を協議し、助言する。

(任期)

第23条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の評議員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

## 第5章 会議

### (種別)

第24条 この法人の会議は、総会、理事会、評議員会、各種委員会の4種類とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第26条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 評議員の選任又は解任
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）
- (9) 会費の額
- (10) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属先
- (12) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

### (総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第32条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決権委任者があつた場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

#### (理事会の構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第35条 理事会は、定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 専門委員会の設置に関する事項

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項

#### (理事会の開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

#### **(理事会の招集)**

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日を少なくとも2日前までに通知しなければならない。

#### **(理事会の議長)**

第38条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

#### **(理事会の議決)**

第39条 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第40条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(理事会の議事録)**

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

#### **(評議員会の構成)**

第42条 評議員会は、評議員をもって構成する。

#### **(評議員会の権能)**

第43条 評議員会は、定款に定める事項のほか、会長の諮問があった事項その他必要と認める事項について、必要な事項を協議し、助言する。

#### **(評議員会の開催)**

第44条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員総数の3分の1以上から評議員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

2 評議員会には、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中の「理事会」及び「理事」は、「評議員会」及び「評議員」に読み替えるものとする。

#### **(各種委員会の開催)**

第45条 理事会又は評議員会は、必要に応じて専門委員会を設け、委員を委嘱することができる。  
その委員会の代表は、必要に応じて理事会又は評議員会に出席し、専門事項の審議に参加することができる。

## **第6章 資産**

#### **(構成)**

第46条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### **(区分)**

第47条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

#### **(管理)**

第48条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## **第7章 会計**

#### **(会計の原則)**

第49条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### **(会計の区分)**

第50条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

#### **(事業年度)**

第51条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### **(事業計画及び予算)**

第52条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。



#### (暫定予算)

- 第53条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を計上することができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費)

- 第54条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

- 第55条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第56条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の処置)

- 第57条 予算を持って定めるもののほか、借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第58条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

- 第59条 この法人は次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で定めたものに譲渡するものとする。

#### （合併）

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第62条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

## 第10章 事務局

#### （事務局の設置）

第63条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、必要な職員を置く。

#### （職員の任免）

第64条 職員の任免は、会長が行う。

#### （組織及び運営）

第65条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 雑則（細則）

第66条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	臼杵 素子（田口 素子）
副会長	鈴木 志保子
理 事	吉村 久美子（海老 久美子）
理 事	橋本 明子（亀井 明子）
理 事	木村 典代
理 事	小清水 孝子
理 事	高田 和子
理 事	久木留 香絵（柳沢 香絵）

監 事 石田 裕美

監 事 長橋 雅人

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の既定にかかわらず、法人成立の日から平成20年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年額 5,000円
  - (2) 学生会員 年額 3,000円
  - (3) 賛助会員（個人・団体） 年額 1口 10,000円（1口以上）

## 附 則

この定款の一部変更は、東京都知事の認証のあった日（平成25年（2013年）3月4日）から施行する。

この定款の一部変更は、東京都知事の認証のあった日（平成25年（2013年）12月6日）から施行する。

この定款の一部変更は、平成26年（2014年）7月12日から施行する。

この定款の一部変更は、平成27年（2015年）7月4日から施行する。

以上、定款に相違ありません。

会長 高田 和子 印